○法務省令第二十九号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月一日　　法務大臣　三好　雅子

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
活動	基準
［略］	
法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動	申請人が次のいずれにも該当していること。 一　申請人が社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第五号又は社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第二十一条第三号に該当すること。

改正前	
活動	基準
［同上］	
法別表第一の二の表の介護の項の下欄に掲げる活動	申請人が次のいずれにも該当していること。 一　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当すること。

○法務省令第三十号

総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第五十一条の規定に基づき、総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月一日　　法務大臣　三好　雅子

総合法律支援法施行規則の一部を改正する省令

総合法律支援法施行規則（平成二十七年法務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
（業務実績等報告書）	
第十三条　法第四十一条の二第二項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。その際、支援センターは、当該報告書が同条第一項の評価の根拠となる情報を提供するために作成されるものであることに留意しつつ、支援センターの事務及び事業の性質、内容等に応じて区分して同欄に掲げる事項を記載するものとする。	
事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書	一　当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績が法第四十条第二項第三号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第二号及び第四号か

改正前	
（業務実績等報告書）	
第十三条　法第四十一条の二第二項の報告書には、当該報告書が次の表の上欄に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ、同表の中欄に掲げる項目ごとに同表の下欄に掲げる事項を記載しなければならない。	
事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結	一　当該事業年度における業務の実績。なお、当該業務の実績は、当該項目が法第四十条第二項第三号に掲げる事項に係るものである場合には次のイからニまで、同項第二号

改正後	
場合で、法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に掲げる活動に従事していたときは、当該活動により本邦において修得、習熟又は熟達した技能等の本国への移転に努めるものと認められること。	
二　［略］	
［略］	
法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動	一　申請人が修得しようとする技能等が同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと。 ［二～八　略］
［略］	
備考　表中の［　］の記載は注記である。	
附　則	
この省令は、公布の日から施行する。	

改正前	
［同上］	
二　［同上］	
［同上］	
法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動	一　申請人が修得しようとする技能、技術又は知識（以下「技能等」という。）が同一の作業の反復のみによって修得できるものではないこと。 ［二～八　同上］
［同上］	